

特殊車両の指導・取締り(道路法違反)実施結果

～仙台河川国道事務所管内 直轄国道4地点 9台警告～

今秋、宮城県内の直轄国道(4号・45号・48号)において、所轄警察署の協力のもと、特殊車両の指導・取締りを実施し、無許可車両など9台に警告を行いました。
橋梁やトンネル等の道路施設への影響が特に大きい特殊車両の通行には、道路法第47条の2第1項の規定に基づく道路管理者の通行許可が必要です。
許可内容を遵守し通行しているか現場で確認し、違反車両に対しては必要な措置を命じることにより、道路構造の保全や交通の危険を防止すべく、当事務所では今後も引き続き、特殊車両の指導・取締りを実施します。

特殊車両指導・取締り結果(令和5年10月～11月) 単位:台

国道	実施日時	実施場所	対象車両	うち警告車両内訳		
				無許可	諸元違反	不携帯
48号	10月12日(木) 14時～16時	作並車両検測所 (仙台市青葉区作並)	3	3	0	0
4号	10月24日(火) 14時～16時	名取車両検測所 (名取市本郷)	7	1	1	1
45号	10月30日(月) 14時～15時30	鳴瀬車両検測所 (東松島市牛網)	3	0	0	0
4号	11月15日(水) 14時～15時30	ひと休みパーキング (栗原市高清水)	4	1	0	2

※許可遵守車両は合計8台
諸元違反は無許可の一種

▼指導・取締りの状況▼



〈発表記者会: 宮城県政記者会、東北電力記者会、東北建設専門紙記者会、石巻記者クラブ、古川記者クラブ〉

お問い合わせ先

国土交通省 仙台河川国道事務所

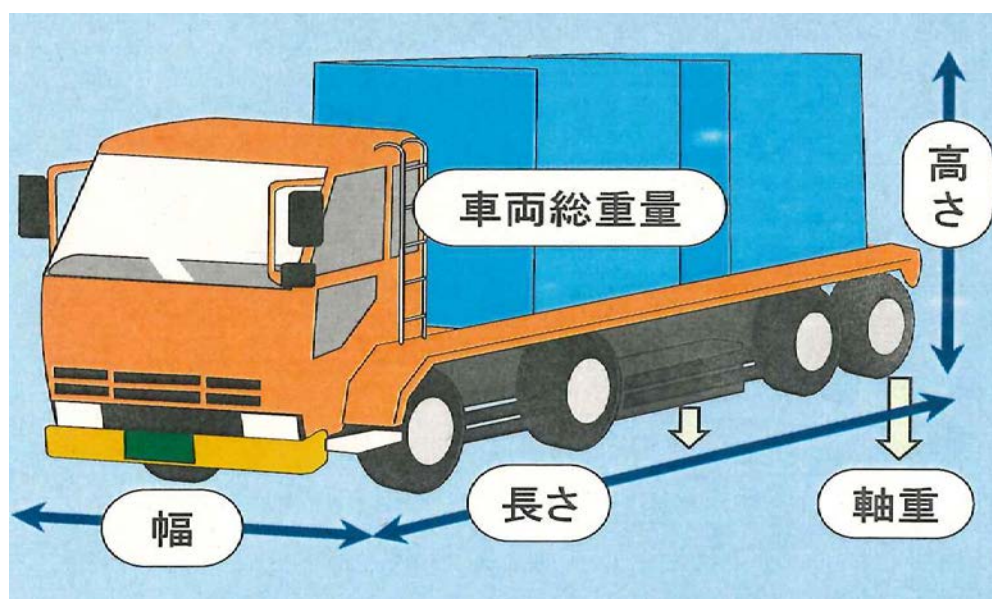
占用調整管理官

TEL 022-304-1814

せと たくろう
瀬戸 琢郎

下表の限度を「一つでも」超える車両は、道路法の規定に基づく「特殊車両通行許可」が必要です。

長さ	走行(連結・積載)状態で12m ※トレーラー等の連結車両はほとんどがこの値を超えます。
幅	積載状態で2.5m
高さ	積載状態で3.8m(一部道路では4.1m)
総重量 (車+乗員+荷物)	積載状態で20t (一部道路では車両の構造に応じて最大25t)
軸重	積載状態で最大10t



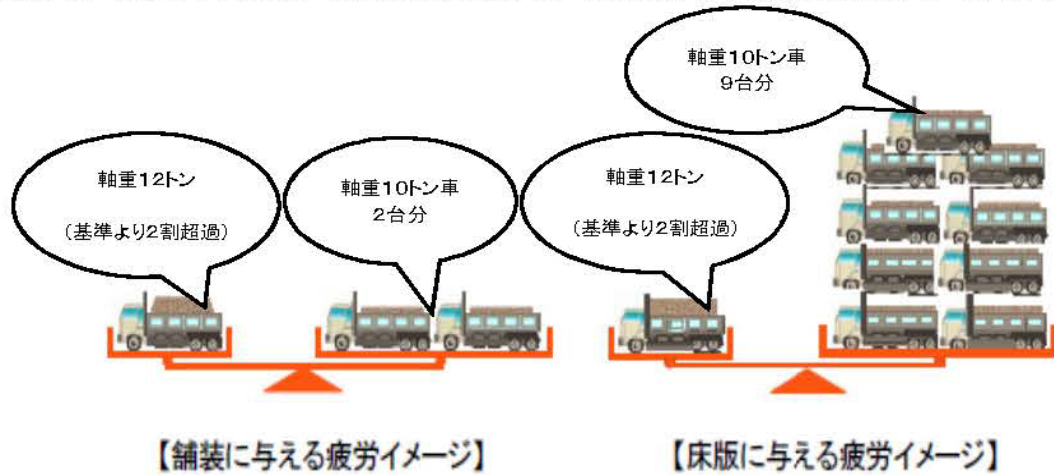
【注意】

- ・車両の大きさや重さに関する制限は道路法のほかにも「道路運送車両法」、「道路交通法」でも定めがあります。
- ・自動車検査証に記載の車両総重量等の範囲内であっても、上表の限度を「一つでも」超える車両は「特殊車両通行許可」が必要です。

重量超過車両の通行は、道路に負担をかけます。

車両の重量が道路構造物の疲労に及ぼす影響は、舗装で4乗、橋梁 (RC床版)で12乗とされています。

仮に大型車1台が、車両制限令の基準値である軸重10トンを2割超過した場合は、舗装に対して大型車約2台分、橋梁に対して大型車約9台分の疲労が蓄積されることとなります。



舗装の場合
橋梁の場合

12トンの4乗 / 10トンの4乗 = 2.0736 ≒ 2台
12トンの12乗 / 10トンの12乗 = 8.9161 ≒ 9台

橋梁損傷の例 一般国道23号 木曾川大橋の鋼材破断



舗装損傷の例



ひび割れ

わだち
轍ぼれ